

論文

教育雑誌「信濃教育」における長野尋常小学校の特別学級実践報告に関する史的研究

中 嶋 忍*・河 合 康**

要旨

本研究は、長野県の信濃教育会機関誌「信濃教育」に発表した長野尋常小学校の特別学級（晩熟生学級）の教育実践論文が、どこに重点を置いて教育を考え、県内の教育関係者に発信したのか、1. 『鈍児ノ教育』における実践報告、2. 『鈍児の教育方法』による教育方法の紹介、に焦点を当てて学力劣等児童教育の考え方について検討した。その結果、(1)学力劣等児童には仮名の書字が若干不確実な者や十以下の加減算が不十分な者が存在したこと、(2)特別学級は尋常科課程4ヶ年を5ヶ年とし、児童の能力に適した教授内容と進度で指導する教育であったこと、(3)学級の名称は学力劣等児童の心身発達が遅れていることと、保護者の立場から考えて晩熟生学級としたこと、(4)特別学級は通常教育の範囲外とされた児童を救済するという考えであったこと、(5)教育は児童の能力に適したものにした結果、知識を習得して成績が向上したこと、などが明らかとなった。

キー・ワード：長野尋常小学校、晩熟生学級、鈍児教育、学力劣等児童

I 問題の所在と目的・方法

長野県では、近代教育が開始してから各地で活発に通常教育が展開され、明治初期には高い就学率を記録した。これにより多くの児童が小学校に入学してくるようになり、児童間に生じる学力の差に直面する契機となった。そこで各小学校では、学力劣等の児童に対するものとして、一般児童と分離させて特別な学級を設ける方法が用いられた。この方法を採用したのは、松本尋常小学校の学力最下位学級（明治23年設置）と長野尋常小学校の晩熟生学級（明治29年設置）であり、これらが長野県における初期の学級であった。この動きは、全国的に見ても教育の草創期に当たり、現在の障害児教育史において日本の知的障害教育の初期形態であったと位置付けられている。

学力劣等児童への教育に関して長野県の信濃教育会の機関誌「信濃教育」に発表されたのは、長野尋常小学校の晩熟生学級に関する論文が最初であったとしている（中嶋・河合、2012）。実践論文は、小林・篠原の『鈍児ノ教育』（1900）と小林の『鈍児の教育方法』（1902）という大規模校での学力劣等児童（鈍児）教育に関する取り組みであった。つまり長野尋常小学校は、明治30年代において学力劣等児童の教育実践を積極的に紹介し、この重要性を啓発しようとしたと考えられる。

このように晩熟生学級の実践は現在、杉田・飯森（1962）や北沢（1967）、西沢（1979）などの研究によってその内容が解明されている。その上で問題となるのは、「信濃教育」に掲載された論文が当時の長野県内の教育関係者に向けて、学力劣等児童の考え方、教育に関しての考え方、指導の考え方についてどのように提示していたのかという点である。

本研究は「信濃教育」に掲載された2論文を基に、1. 小林・篠原の『鈍児ノ教育』（1900）における実践報告、2. 小林の

『鈍児の教育方法』（1902）による教育方法の紹介、に焦点を当てて、特別学級（晩熟生学級）における学力劣等児童教育に対する考え方を明らかにすることを目的とした。

本研究の方法は、上記の「信濃教育」掲載2論文を史料として分析するものである。本文での引用文については、次のように表記した。引用に際しては、文献の引用ページを記した。引用文の文字については、原文どおり旧漢字と旧かな遣いなどで表記したが、一部常用漢字を用いた。“（前略）”・“（中略）”・“（後略）”は、これらの前後および途中の文章を省略していることを示している。また“鈍児”や“低能”という用語については、当時の教育を表す言葉としてそのまま使用した。

II 『鈍児ノ教育』における実践報告

小林米松と篠原時治郎の『鈍児ノ教育』は、1900（明治33）年の信濃教育第169号に掲載された論文で、長野尋常小学校の特別学級について書かれたものである。この学級は晩熟生学級のことであるが、この論文の中では“晩熟生”という言葉を使用していない。

小林・篠原によると長野尋常小学校は、「（前略）我校ノ如キ八年々四百人以上ノ新入學生徒ヲ得ルヲ以テ劣等生徒ノ數モ亦三四十人ヲ下ラザルガ故ニコノ劣等生徒ノミヲ集メテ一學級ヲ設ケ特別ナル教育ヲ施スコトヲ得ルナリ」（小林・篠原[1900]18）と記されているように、新入する児童が400人以上いる大規模校であり、その中には30～40人の学力劣等児童が存在していた述べている。学力劣等児童に対しては「（前略）學力劣等生ノミヲ集メテ別ニ學級ヲ編制シ以テ之ニ適スル教授ヲ施シタルニ其成績稍可ナルヲ見ル（後略）」（小林・篠原[1900]18）と示すように、特別学級を設けて児童に適した教授を実施したところ、成績が若干向上したことを確認できたと指摘している。ただし特別学級の設置は、「（前略）少數ノ生徒ヲ有スル學校

* 特別支援教育実践研究会協働研究員

** 上越教育大学大学院学校教育研究科

二於テハスル方法ヲトルコト甚ダ困難ナル（後略）」（小林・篠原[1900]18）と指摘しているように、少人数の学校では新たに設けることが難しいとも述べている。

特別学級は、「（前略）尋常科四ヶ年ノ教科ヲ五ヶ年カハリテ卒業セシムル仕組（後略）」（小林・篠原[1900]19）と述べているように、4ヶ年の尋常科課程を5ヶ年かけて修了させるものであった。学級を編制するにあたっては、「（前略）初年級即チ第一學年ノ終リニ於テ其劣等ナルモノヲ認メ之ニ前半期修業ノ証書ヲ與ヘ以テコノ學級ヲ編制ス而シテ次學年度ヨリ前年度ノ課業ヲ繼續シテ徐々ニ進行シ以テ全ク其業ヲ卒業ルモノトス（後略）」（小林・篠原[1900]19）と記すように、一年間をかけて身体検査などの調査や実態把握を行って“学力劣等”であると確認した上で、前年の内容を継続しながらゆっくりと進んで課程を修めるものという説明をしている。そして「（前略）本年三月第一回ノ卒業生四十餘名ヲ出シ（後略）」（小林・篠原[1900]19）とあるように、1900（明治33）年3月時点で約40人の卒業生がいて、第1～第4学年に一学級ずつあると説明している。この学級名称は学級数などとともに、「（前略）第一學年ヨリ第四學年ニ至ルマテ各一組ゾ、ノ鈍兒學級アリ（後略）」（小林・篠原[1900]19）とされ、表題とともに“鈍兒”という言葉が使われている。この特別学級を採用したのは、「（前略）可憐ナル兒童ヲ思フノ至誠ヨリ出テタルモノニシテ之ヲ虐待シ繼テ視スル所以ニアラズシテ教育上其裨益スル所決シテ少ニアラザルヲ信ズ（後略）」（小林・篠原[1900]19）とされているように、学力劣等児童に対して虐待などを行うのではなく、教育を行う上で有益なものになるという理由であったと論じている。

教育方法については、多くの人が至難のことと考えているものであるが、「（前略）普通ノ兒童ト同一ノ學級内ニ編入シ同一ノ教材ニヨリ同一ノ進度ニヨラシムル等ハ望外ノ（コト）ニシテ（後略）」（小林・篠原[1900]19）と記されているように、学力劣等児童を指導するのに一般児童と同一学級内で同一教材・同一進度による方法では教育効果が出ないと指摘している。そのためこれらの児童に対する教育を講じなければ「（前略）勢之ヲ度外ニ措カザルヲ得ズ故ニ彼等兒童ハ常ニ無味曖昧ノ中ニ日々ノ課業ヲ進メラレ（後略）」（小林・篠原[1900]19）と示されているとおり、児童は通常教育の範囲外に置かれるので常に“無味曖昧”の中で毎日の課業が進められてしまうと指摘している。その結果、このままでは「（前略）確實ナル智識ヲ得ルノ暇ナク教師ニハ疎ンゼラレ朋友ニハ斥ケラレ其結果自暴自棄ニ陥リ何ノ得ル所ナキニラン實ニ氣ノ毒千萬ノ事ナラズヤ（後略）」（小林・篠原[1900]19）と述べているように、児童にとって確実な知識を身に付けられず、教師には疎まれ友人には排斥されることで自暴自棄に陥ってしまうため、何も得るものがなくて終わってしまうと危惧していたことがうかがえる。

学級の設置以前の指導は、「（前略）正課時間外ニ於テ教授ヲナシ以テ正教科ノ不足ヲ補ヒ普通一般ノ兒童ト同一ノ進度ヲトラシムル等ハ学力劣等生ノタメニ特別教授ノ一法トシテ世間一般ニ行ハル、所ノモノナリ（後略）」（小林・篠原[1900]19）と記しているように、正規時間外の教授で不足を補って一般児童の学習進度に追いつくようにすることが学力劣等児童への特別教授として一般に知られていると指摘している。しかしこの

方法は、「（前略）重荷ニ小ツケノ諺ニモレズ彼等兒童ヲシテ却テ其荷ヲ重フスル所以ニシテ勞シテ益ナキノミナラズ却テ彼等ノ心身ハ大ニ傷害セラル、ヲ見ル（後略）」（小林・篠原[1900]19）とあるように、“重荷に小付”の諺から児童にかえて荷をさらに重くすることになってしまい、苦勞しても利益がないのみならず、児童の心身が傷害されると指摘している。だからこそ、これらの児童には「（前略）兒童ノタメニハ其腦力ニ堪フル程度ニ於テ最モ適應スル所ノ教育ヲ施サザルベカラズ（後略）」（小林・篠原[1900]19）と指摘するように、能力に最も適応した教育が行われるべきであると論じている。

特別学級での教育実践は、「（前略）彼等心身發達ノ程度ニ適應セシムルコトヲ得好結果ヲ見ルニ至レルモノナリ而シテ實驗上左ノ利点アルコトヲ証明スルコトヲ得」（小林・篠原[1900]19）と指摘するように、児童の心身發達に適應させたことで良い結果が見られ、加えて次の五つの教育利点を証明することができたと述べている。一つ目の利点は「劣等生ノミヲ集ムルガ故ニ教授上他生ノ妨ゲトナラザルコト」（小林・篠原[1900]19）とするように、分離によって一般児童への教授の妨げにならない点である。二つ目は「學力殆同等ナルヲ以テ彼等兒童ノ腦力ニ適スル教授ヲ施シ得從テ彼等ハ確實ナル智識ヲ取得シ且ツ興味多キコト」（小林・篠原[1900]19）とされるように、能力に応じた教授が可能であるため、確実な知識を習得することができ、加えて学習にも興味を持つことが多くなった点である。三つ目は「彼等ハ殊ニ教師ニ信賴シ能ク教師ニ懐キ從フテ訓練シ易キコト」（小林・篠原[1900]19）と記されているように、児童と教師との信頼関係が築けるために教授や指導などが行いやすいという点である。四つ目は「彼等劣等生ハ他ノ生徒ニ比シ其年齢平均一歳ヲ超ユルガ故ニ三四學年期ニ於テハ更ニ長足ノ進歩ヲナスコト」（小林・篠原[1900]19）と示されているように、一般児童よりも平均して1歳超過しているために学年が高くなると、さらに早く進歩するという点である。最後に五つ目は「以上ノ諸点ニヨリテ卒業期ニ至レバ普通生ニ比シテ其成績中等若シクハ中等以上ニ位スルヲ見ルコト」（小林・篠原[1900]19）と述べているように、卒業時には一般児童と比べて成績が中等あるいはそれ以上の水準になるとする点である。このように特別学級は、通常教育から分離することで学力劣等児童の能力に眼を向けて、これに適した指導を集中させることができたため成績の向上につながったといえる。

このような特別学級の教育実践を発表したのは「（前略）之ヲ世ニ紹介シテ彼ノ可憐ナル世間幾多ノ兒童ノタメニ熱誠ナル教育家諸君ノ同情ヲ乞ヒ併セテカ、ハル教育法ノ益々研究セラレンコトヲ希望（後略）」（小林・篠原[1900]20）と記しているように、これを世間に紹介して学力劣等児童のために、①県内の熱心な教育者と意見などを交換すること、②教育方法の研究を活発化させていくこと、という目的と決意があった。

明治33年以降の研究として「（前略）最モ精密ナル身体検査ヲ行ヒシニ智識ノ門戸タル所ノ覺官器ニ故障アルモノ甚ダ希ナリ鼻加多兒ノモノアリ耳漏或ハ聾聵堆積ニシテ聴力不全ノモノアリ咽喉ノ工合アシクシテ聲色ワロク言語不明瞭ノモノアリ眼疾ニカ、ハルモノアリ甚ダシキニ至リテハ耳鼻咽喉悉ク故障アルモノサヘアリキ此等ノ兒童ガ學力劣等ノ現象ヲ呈スル怪ムニ足ラザルナリ（後略）」（小林・篠原[1900]20）と記しているよ

うに、身体検査の結果、児童の中には、知識の入り口としての感覚器官に障害のある者がごく希にいたということを「附記」として述べている。感覚器官の障害とは、①鼻カタル（鼻炎）、②耳漏や耳垢の体積による聴力不全、③咽喉の不具合で言語不明瞭、④眼病、⑤耳・鼻・咽喉のすべての障害、であった。しかしこれらの児童は、学力劣等であるかという根拠が、この時点では見い出せていないと指摘している。そして詳細については、「（前略）其検査ノ統計表等ハ他日之ヲ掲載スルコトシテ今ハ畧シス」（小林・篠原「1900」20）と指摘しているように次の論文、つまり『鈍児の教育方法』で示そうとしていた。

III 『鈍児の教育方法』による教育方法の紹介

小林米松の『鈍児の教育方法』（1902）には1900（明治33）年の小林・篠原の『鈍児ノ教育』の内容に、さらに追加したものが記されている。具体的には、①晩熟生学級編製の趣意、②学級の対象児童の選出方法、③学級の名称、④創設、⑤担当教員、⑥卒業生及び現在生徒、⑦成績、⑧経験、⑨教授法、という9つの内容が記されている。

1 晩熟生学級編製の趣意

編製の趣意は基本的に『鈍児ノ教育』と同様のことを述べている。特に学力劣等児童に対しては「（前略）實に氣の毒千萬の事ならずや我が校に於ては聊か茲に感ずる所あり彼等児童の爲に特にこの學級を編成し學習の年月を長くし教材の量を減じ以て彼等心身發達の程度に適應する教育を施すこととなせりあれ本學級編成の趣意なり」（小林「1902」12）と記されているように、通常教育では置き去りにされる児童を救済するために特別学級を設けることになったと述べている。

2 学級の対象児童の選出方法

児童の選出にあたっては、次のように述べられている。特別学級の対象児童は「（前略）一學年在籍は男女合計六百三十七名にして進級し得ざりしもの七十四名あり（後略）」（小林「1902」12）と記されているように、明治35年度末の1年生637人の中で進級できなかった児童が74人であったとされている。これらの児童には、「（前略）三十七名は假名を書く（こと）稍々確實ならず十以下の加減算も習熟不十分（後略）」（小林「1902」12）というように、假名を書くことが若干確実ではない者や十以下の加減算が不十分である者が37人含まれていたと指摘している。しかしこの37人の児童を新入生と一緒にすることは行ふべきではないと「（前略）全く新入學の児童と一所にすべきものにあらざるなり」（小林「1902」12）のように述べている。そこでこれらの児童には「（前略）一學年前半期課程修了の免状を與へこれを集めて晩熟生學級を編成す（後略）」（小林「1902」12）と記されているように、1学年前期の修了免状を授与して晩熟生学級に編入させると述べられている。そして「（前略）前年度の課業の復習より始めて徐々に進行し尋常科四ヶ年の課程を五ヶ年かかりて卒業せしむるものとす」（小林「1902」12）とあるように内容は、1学年の復習から始めて5ヶ年をかけて尋常科課程を修了させるものであった。このように落第者を出したのは「（前略）元級生を出したるは較々多きに過ぎたるが如しと雖も學力不充分的生徒を一時姑息の情態に流れて及第せしむるときは該生徒のために不幸なるのみならず全生徒のためにも不利益となるべきを以て忍んで落第を多くしたる

なり（後略）」（小林「1902」12）と記されているように、学力不充分的児童を及第させた場合に学力劣等児童が不幸になるのみか、全児童に不利益が生じるとする理由で落第にしたと述べている。この対策を行うことは「（前略）斯の如くすれば二學年以上に於ける落第生は殆んど皆無となるべしとの見込なり」（小林「1902」13）とあるとおり、2年生以上になっていくと落第者が皆無になるだろうと推測していたことがうかがえる。つまりそれは「昔は「かわいそーだから學力は不足だが進級させよう」などと云った時代もなりしが今は「かわいそーだから進級はさせられぬ」と親切なる教師は主張す」（小林「1902」13）とあるように、“かわいそー”だから進級させるのではなく、あえて落第させることによって学力不足を補おうとする思いがあった。

3 学級の名称

学級名称については、先行研究で引用されている「（前略）早熟早老 大器晩成などと云ふ所より該學級に入る児童は概ねおおくにして普通兒より心意の發達晩きが故に晩熟生學級と名づけたるなり（原文通り）」（小林「1902」13）のように、対象児童の心身が一般児童よりも遅れて（晩い）發達をする者ということから“晩熟生”としたと述べられている。この理由としては次のようなことがあった。一つは「初めは鈍児學級劣等生學級などと種々の名稱を用いしかど外國の鈍兒というハ我が校の児童に比すれば極めて低度にあるもの（後略）」（小林「1902」13）と記されているように、鈍児學級や劣等生學級などという名稱を用いようとしたが、外國の鈍兒と比べて水準が違うということであった。もう一つはそれらの名稱を使用することによって、「（前略）「親の身になって見ても」「親の心を心とする教師の身にとって考へて見ても」忍びざる所なり」（小林「1902」13）とあるように、教師も人の親として保護者の立場になって熟慮したと述べている。こうした思いや考え方によって名稱が決定されたといえる。

4 学級の創設

特別学級の開始は明治29年4月からであり、この時点（明治35年）で毎年一學級ずつ増えて4學級が存在していると記されている。特別学級での教育に対して保護者は、「（前略）生徒の父兄中に其旨を了解せずして喜ばざるものもあり（中略）其理由を説きしに我子等のためにかくまで深切になし下さるかとて大に喜ぶに至れり（後略）」（小林「1902」13）と記されているように、最初はこの教育に納得していない保護者がいたが、丁寧に理由を説明すると理解してもらい、この実施を歓迎するまでになったと述べている。これにより特別学級は、「（前略）普通の生徒も半落などと輕蔑の風ありしが年一年とよくなりて今日に至りては有益の事業として一般のものに認めらる」（小林「1902」13）と指摘しているように、一般児童から“半落ち”と輕蔑されたけれど、徐々に教育の効果が現れ、有益なものと認められることになったと論じている。

5 担当教員

学級担当の教員については、①入学から卒業まで同一教師が担当すること、②各教科の教授を同一教師が行うこと、の二つが条件であった。一つ目については、「（前略）學級新設の當時より卒業の終りまで同一の教師にて持ち續くるものとす（後略）」（小林「1902」13）とあるとおり、一人の教師が卒業まで

受け持ち続けることと記されている。そして二つ目については「(前略) 訓練上及教授上同一の教師に生徒を長くつかしむる程其効果のあらわる(後略)」(小林[1902]13)と指摘しているように、一人の教師が指導にあたることで、よりよい教育効果が現れてくると論じている。この教育が功を奏したのは、児童の実情を把握する教師が継続して担当することにより、安定して学習できる環境が整えられたことが要因であったと考えられる。

6 卒業生及び現在生徒

卒業生及び現在生徒については、学年度・生徒人員・担任教員が一覧に示されている。卒業生については、明治32年度に33人(男子18人、女子15人)、33年度に39人(男子25人、女子14人)、34年度に46人(男子27人、女子19人)が卒業したと記されている。35年度の在籍児童については、1年生が37人(男子20人、女子17人)、2年生が41人(男子25人、女子16人)、3年生が42人(男子17人、女子25人)、4年生が40人(男子29人、女子1人)という構成が示されている。担当教員については、白井常吉(32年度)、篠原時治郎(33年度)、小林米松(34年度)が4年生の担任であった。35年度は、1学年を小山利喜治、2年生を小林源五郎、3年生を白井常吉、4年生を海野奥太郎、が担当していたと記している。

7 特別学級における児童の成績

児童の成績については、「成績の先以て可というべし學力を揃へて其力に適する教授をなすが故に確実なる智識を収得することを得(後略)」(小林[1902]14)と記されているように、学力が同じであることに加えてそれに合った授業を行うので確実に知識を習得することができた結果、成績が“可”となったと述べている。その後は「(前略) 上級に進むに従ひ成績よろし又卒業後高等小学校在学者の成績もよろし」(小林[1902]14)と指摘するように、進級ごとに成績が良くなって、卒業後に高等小学校に進んだ者も成績が良かったと述べている。これは「長野高等小学校の明治三三年度學年末調査によれば一學年に於て落第したるもの約十五人なりしが本學級出身の生徒は悉皆及第せり三四年度には一學年に十人の落第二学年に三人の落第あり其内本學級出身の生徒は二學年に於て一名の落第者ありたるのみ」(小林[1902]14)と記されているように、明治33年度末調査によると、1学年で落第した者は約15人であった。しかし晩熟生学級出身の児童は、全員及第した。34年度では1学年で10人落第、2学年で3人が落第した。この内で学級出身児童は、2学年で1人が落第したのみであった。

8 特別学級実践の経験

特別学級実践の経験とは、①教授及び訓練、②学科の出来不出来、③特殊の性質を有する児童、④先天的の鈍児、⑤身体に故障のある児童の取扱方、⑥身体検査、の6項目についてまとめられたものであった。

一つ目は教授に当たる上での心構えについて、「教師は大なる忍耐力を以て氣長に徐々に反覆丁寧に教授せざるべからず(後略)」(小林[1902]14)と記されているように、忍耐強く氣長な気持ちで、反覆を丁寧にしながら教授しなければならないと指摘している。また児童の集中力については「(前略) 生徒の注意を持続せしむること甚だ困難なり(後略)」(小林[1902]14)とあるように、集中力を持続させることがとても難しいことで

あると述べている。そこで「(前略) 學科の程度を輕減し教授時間を短くすること肝要なり」(小林[1902]14)というように、教科内容の輕減や授業時間の短縮によって教育効果を最大限發揮されるようにすることが大切だと考えられていた。

二つ目の学科に関しては、「推理力を要する算術科は概して不出来なれども習字図画等の如き技芸に関する學科は割合に出来方よろし」(小林[1902]14)と指摘しているように、推理力を必要とする算術科の出来が悪く、これに対して習字科や図画科などについては出来が良いとしている。

三つ目の児童の性質については、“輕躁”と“沈鬱”という2種類の性質を示している。輕躁は「輕躁にして授業時間中といへども絶えず眼を「キョロキョロ」し身体を動かし居るものあり(後略)」(小林[1902]14)と示されているように、授業中でも常に落ち着かない状態の者であると指摘している。もう一つの沈鬱は、「(前略) 沈鬱にして泣き易きもの或は感情つよくして「ちよつと」のことに激怒するものあり(後略)」(小林[1902]14)と示しているように、泣きやすい者や少しのことで怒り出すような感情を出しやすい状態の者であると記している。しかし「(前略) これら乃生徒は極めて少数なり(後略)」(小林[1902]14)のように、輕躁や沈鬱の児童は少数であるとも述べている。

四つ目の鈍児の先天性については、「其顔貌痴呆的にして其態度にしまりなく活力なく常に開口つつあるものあり(後略)(原文通り)」(小林[1902]14)と指摘するように、①顔が“痴呆的”である、②態度に“縮まり”と快活がない、③いつも口が開いている、という状態を示す者が存在すると述べている。この状態の児童は“真の鈍児”であるとして、「(前略) 教育上最も困難なる所のものなりかかる児童は五ヶ年かかっても卒業覚束なきものあり(後略)」(小林[1902]14)と示しているように、教育を行っていく上で最も難しく、5ヶ年かけても卒業の見込みがない者と述べている。

五つ目の身体の障害(故障)については、感覚器官に関するものと身体發育不良のものが示されている。前者は「覚官に故障あるものは医療を加ふるときは之を全治し或は輕減することを得」(小林[1902]14)とあるように、医療によって感覚器官の障害が治療可能な場合は治療を行わせると述べている。これは「(前略) 故障を除去すれば智識の進歩著し」(小林[1902]14)と記されているように、治療で障害を除去できれば、知能面の發達が著しく良くなると指摘している。ただし経済的困窮家庭には「(前略) 貧困者には校費を以て治療せしめしに其効能大なりき(後略)」(小林[1902]14)と示しているとおり、校費で治療を受けさせることによって障害を除去させることで効果が大きくなると述べている。一方、身体發育不良については「身体の發育不良のものには運動營養等に注意せしめしに彼等は年齢の長ずるに従ひ心身共に發達して普通兒に異なることなきに至りしもの多かりき」(小林[1902]14)と記されているように、運動や栄養などに注意させることで、成長すると心身ともに發達して一般児童と変わらないまでになることが多いと指摘している。

六つ目の身体検査は、一般児童よりも精密な検査を実施し、「(前略) 身体上心理上の觀察をなし教育上及研究上の資料に要す」(小林[1902]14-15)というように、身体面と心理面の

観察から児童の特性を導き出して教育実践と研究活動に用いようとしていたことがうかがえる。身体検査の結果は明治33年のものが示されている。これによると受診者が74人であり、鼻・咽喉・耳の疾病、歯列不整、顔貌開口、身体発育不良、「父祖ノ遺傳ニ出ツルモノ」（小林「1902」15）、怒りやすい性質、泣きやすい性質、沈鬱性質、の項目について的人数が挙げられている。鼻の疾病は鼻カタルという鼻炎の者で、25人いたとされている。咽喉は扁桃腺肥大が25人、扁桃腺炎が4人、咽喉カタルが8人、咽頭炎が2人、口内炎が4人である。耳は耳漏が6人、鼓膜溷濁が4人、中耳炎が3人と記されている。続いて身体面は歯列不整が20人、顔貌として開口している者が23人、身体発育不良が19人、父方の遺傳の出現が15人ということが記述されている。そして心理面としては怒りやすい性質が11人、泣きやすい性質が6人、沈鬱性質が7人という結果が示されている。

9 特別学級の教育法

学力劣等児童の教授方法については、海外の低能児教育法が紹介されている。教育方法は、「（前略）獨逸某大家の説なりとて書き送られたる低能者教授法（後略）」（小林「1902」15）と記されているように、ドイツの教育法が示されていることとその実施年代から、藤井（1988）や荒川（2003）が述べているジッキンガー（Sickinger）が考案した能力別学級編制であるマンハイム・システム（1901年実施）における促進学級・補助学級での方法であったと思われる。これは、高等師範学校研究科学生が記したドイツの低能者教授法を読み、「（前略）低能者教授法は我輩の経験と一致せる所あり且感服せし所多きを以て左に録することとせり」（小林「1902」15）というように、特別学級で経験したものと一致するところを感じて載せることにしたと小林が述べている。この中で鈍児は、「先天的の低能者即遺傳による鈍児は精神的に教育を以て治療する外致方なし（後略）」（小林「1902」15）と記されているように、先天的低能者を“遺傳による鈍児”であるとして、教育によって治療する以外方法がないとしている。しかし教育方法については「（前略）其教育法如何というに別段新奇の法あるにあらず（中略）低能者は實際精神に弱点を有するが故に通例の課程を通例の進度により教授すること能はず課程を平易にし進度を徐々にし教師は大なる忍耐力を以て教授に従事せざるべからず（後略）（原文通り）」（小林「1902」15）とされるように、低能者への特別な教育がなく、加えてこれらの者は精神面に弱点があるので、教育課程をやさしくわかりやすいものにするるとともに、ゆっくりとした進度で忍耐強く教授すべきであると述べている。そして教師は児童の最も信用できる人になることが大切であるとしている。しかし教師は、時に「（前略）規律の重んずべきを教へざるべからず我儘なることは決して許すべからず（後略）」（小林「1902」15-16）とあるように、児童のわがままを許すことをしないで、規律を教えることも必要であるとしている。最後に指導については、児童に過度な負担を課すべきではないとしている。過度の負担とは「（前略）学校の課業のみにて宿題などを課すべからず殊に夜間の勉強は大に神経を害するが故に一切之を禁ずべし（後略）」（小林「1902」16）と記されているように、夜間の学習は精神に害があるので、家庭で行う宿題などは課さないで学校での授業のみで終わらせる必要があるとされている。

マンハイム・システムについては、津曲・北沢（1964）が作

成した『精薄教育史年表（案）』によると、日本では服部教一が官報で紹介をしたのが明治39年であったとしている。しかし長野県では、すでに明治35年にドイツの特別教育の方法として紹介されていたといえる。

IV まとめ

本研究は、教育雑誌「信濃教育」に掲載された長野尋常小学校の特別学級（晩熟生学級）における学力劣等児童教育の考え方について検討した。その結果、以下の点が明らかになった。

1 学力劣等児童の考え方について

長野尋常小学校は毎年400人以上の新入生が入学し、その中に学力劣等児童が30～40人存在していた。そして明治35年度末は、1年生637人中で落第者が74人であった。その74人には、仮名を書くことが若干確実ではない者や十以下の加減算が不十分である者が37人含まれていた。これらの児童は通常教育において、知識の習得ができずに毎日がただ過ぎて行くだけであった。そこで小学校は、この状態を不憫であると思い、特別学級を設けて指導を行う必要性を感じて実施した。このように特別学級は、通常教育から置き去りにされる児童を救済するという方針であった。ただしその思いは、一般児童からの分離によって、学力劣等児童を虐待や特別視などの対象にすることではなかった。

また学力劣等児童に対しては、最初から心身が発達しない者として切り捨てるのではなく、一般児童よりも発達がゆっくりしている児童と考えていた。この考えが晩熟生学級という名称を付けた由来でもあった。

2 特別学級の教育に関する考え方について

特別学級は、通常4ヶ年の尋常科の課程を5ヶ年とし、教授内容を児童の能力に合わせるなどして行った。また学級名称については学力劣等児童の考え方とともに、保護者の立場になって熟慮した結果、晩熟生学級というものにした。

教育は、通常教育と同一の内容や進度などではなく、児童の能力に適応したものを適切な進度によって教授する方法であった。この方法により児童は、多くの知識を確実に習得することができたことで、学習することにも興味や意欲が生まれるようになった。この結果、児童の中には尋常科卒業後に高等小学校に進む者もいた。これを実施したことで、次のことが教育の特徴として挙げられた。教授するにあたって教師は、忍耐強く気長な気持ちでゆっくりと、反覆教授を丁寧に行うことが求められた。科目については、算術科のような推理力を必要とするものが苦手で、習字科や図画科などの技芸のようなものが出来が良いという特徴があった。児童の性質については、あらゆる場面においても常に落ち着きがない軽躁と、すぐに泣いたり怒ったりする沈鬱という者が少数いた。鈍児については、顔が痴呆的で態度に縮まりと快活が無く、常に口が開いた状態の児童が先天的なものとして存在していた。身体の障害については、耳鼻咽喉の感覚器官の障害と身体発育不良があり、これらを治療・改善することで知識の習得が向上した。

3 指導の考え方について

特別学級の設置以前は、授業を理解させるために正規の時間以外に不足を補うなどをして一般児童に追いつかせる指導が一般的であった。しかしこの指導では、児童に負担を強いるのみ

で、確実な効果が見られなかった。そのために特別学級を設けて実践を行う中で、小林を含めた担当教員はドイツのマンハイム・システムの低能者教育を知った。そして小林は、自らの方法と同じ見解であることを示すとともに、長野県内の教育関係者に対して先進的な方法を提示した。それは、授業時間以外の指導や宿題を課すなどをしないで、正規の時間で終わらせることが大切ということであった。特に家庭学習は、児童の休息を減らしてしまうため避けるべきであるとされた。つまり指導において重要なことは、過度の負担を課すことを避けるという点であった。このほか教育方法は、教育課程などに関することや教師の心構え、教師と児童との関係についても低能者教育と共通するものであった。

このように長野尋常小学校特別学級の実践は、学力劣等児童を教育の範囲外としないで、能力に合った指導を行うという考えであり、そのための方法を示していた。しかしこの論文がその後の長野県教育に、どのような影響を与えたのかについて今後検討する必要がある。

謝辞

本研究に際して、安曇野市立中央図書館及び松本市立中央図書館の皆様には、史料の複写などにご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

付記

本論文は、第4回特別支援教育実践研究会実践研究発表会にて発表した内容を、論文としてまとめたものである。

文献

- 荒川智 (2003) 公教育制度と障害児教育－帝国主義・ファシズム期の障害児教育－. 仲村満紀男・荒川智 (編著) 障害児教育の歴史. 明石書店, 46-68.
- 藤井聰尚 (1988) ジッキンガー. 精神薄弱問題史研究会 (編) 人物でつづる障害者教育史<世界編>. 日本文化科学社, 142-143.
- 北沢清司 (1967) 低能児・低能児教育の成立過程に関する一考察－信州の公教育を中心として－. 精神薄弱問題史研究紀要, 5, 1-15
- 小林米松 (1902) 鈍児の教育方法. 信濃教育會雑誌第百八十七號, 12-16.
- 小林米松・藤原時治郎 (1900) 鈍児ノ教育. 信濃教育會雑誌第百六十九號, 18-21.
- 中嶋忍・河合康 (2012) 雑誌「信濃教育」における特別教育研究論文の変遷－長野県の特別教育研究の概要について (明治時代)－. 日本発達障害学会 第47回研究大会発表論文集, 92.
- 西沢安彦 (1979) 長野県における「劣等児」教育の成立過程－長野尋常小学校を中心として－. 信州史学, 6, 1-30
- 杉田裕・飯森義次 (1962) 精神薄弱教育の成立－長野県と精神薄弱教育－. 信濃教育, 903, 20-25.
- 津曲裕次・北沢清司 (1964) 精神薄弱教育史年表 (案)－その (1) 明治初期から大正11年まで－. 精神薄弱問題史研究紀要, 1, 64-69.